

羽咋市副業型地域活性化起業人制度募集要項 【e スポーツ推進事業に係る牽引人材の募集】

1 募集概要

本市では、e スポーツを単なる娯楽や競技ではなく、「地域活性化」、「観光振興」、「多世代交流」のツールと捉え、「HAKUI esports City Project」のもと、地域交流施設である「賑わい交流拠点 LAKUNA はくい」を拠点としたe スポーツを活用した地域づくりを進めています。

これまでもクラブチームの設立や全国規模のe スポーツ競技大会、各種イベントを開催するなど、e スポーツを活用した取り組みを行ってきましたが、さらに地域住民同士や地域住民と地域外から来た人が自然に触れ合える場（プラットフォーム）を設計するために、民間企業から専門知識を有した人材を雇用する必要があると捉えており、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、本市のe スポーツの推進を牽引することができる知識・経験・ノウハウを持つ人材を募集します。

なお、事業の実施に際しては、人材が所属する企業（以下、「所属企業」という。）からの承諾後、当該企業の従業員（以下、「従業員」という。）と市の指定する業務への従事に関する契約を結んだ上で勤務していただきます。

従業員は、本市において、その能力を最大限発揮し、「2 業務内容」に掲げる業務に従事していただきます。

2 主な業務内容

- (1) e スポーツイベントの企画・運営
- (2) 市民e スポーツクラブの活性化
- (3) 地域経済・観光との連携
- (4) デジタル人材の育成・情報発信
- (5) LAKUNA はくいのe スポーツスタジオ活性化

3 募集人数

1名

4 応募要件

- (1) 勤務地に関する要件

次の①又は②のいずれかに該当する者であること。

- ① 三大都市圏（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること。

- ② 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。)であること。

(2) その他要件

- ① 6か月以上3年以内の期間、継続して本市の業務に従事できる者であること。
- ② 地域活性化起業人として任用中でない者であること。
- ③ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- ④ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる者であること。
- ⑤ コミュニケーション能力、交渉力が高く、業務に関わる関係者を調整しながら事業を実現することができ、eスポーツ分野で必要な知識・経験を持ち、何事にもチャレンジできる者であること。
- ⑥ パソコン(ワード・エクセル・パワーポイント)の一般的な操作のできる者であること。
- ⑦ SNS等のWEBを活用した情報発信ができる者であること。
- ⑧ 土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる者であること。

5 活動条件

(1) 就業形態

業務委託契約

(2) 委託期間

委託決定日～令和9年3月31日

※協議により更新可能、最長3年。ただし、関係予算成立を条件とします。

(3) 報償費

就業した月の翌月末までに月額100,000円を支払います。

(4) 旅費

滞在するために要した交通費等については、羽咋市職員等の旅費に関する条例(昭和44年6月24日条例第22号)に基づき積算した旅費相当額を、報償費と合わせて支払います。

(5) その他の条件

- ① 勤務の頻度は、月4日20時間以上(職員の勤務時間8時30分から

17時15分まで ※昼休憩12時00分から13時00分まで)を予定しております。そのうち、月1回程度は羽咋市内での勤務となります。なお、本市の求めに応じ、その内容によって要する日数等は異なる場合があります。

- ② 勤務の頻度等を満たしていることを確認するため、毎月、業務報告書を提出いただきます。また、業務期間終了後には、成果を取りまとめた業務報告書を提出いただきます。
- ③ 業務を行う期間における健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険は、加入しません。
- ④ 業務において災害が発生した場合の補償は行いません。
- ⑤ 本職務を遂行できる範囲内での兼業は可能です。
- ⑥ 業務に関して行った発明、考案、改良、著作等に関する特許権、実用新案権、著作権その他一切の知的財産権は、本市に帰属します。
- ⑦ 従業員は、委託期間だけでなく、委託期間後も業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。

6 スケジュール

募集開始	令和8年5月 1日(金)
質問の受付	令和8年5月13日(水) 17時15分まで
募集終了	令和8年5月22日(金) 17時15分まで
面接審査	令和8年5月26日(火)
決定通知	令和8年5月28日(木)
派遣開始	令和8年6月から(予定)

7 申込手続き

(1) 申込み

以下の書類を電子メールで提出してください。また、書類を提出した旨の電話を併せてお願いします。

- ア 所属企業承諾書(様式1)
- イ 所属企業概要(様式2)
- ウ 副業型地域活性化起業人申出書(様式3)
- エ 職務経歴書(様式4)
- オ 企画提案書(様式5)

(2) 提出期限

令和8年5月22日(金) 17時15分(必着)

(3) 羽咋市産業建設部商工観光課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

TEL：0767-22-1118

メール：syoukan@city.hakui.lg.jp

8 質問の受付及び回答

本事業に関して質問がある場合は、原則として個別の対応は行わないため、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 質問方法

電子メールで提出してください。なお、件名を「地域活性化起業人募集に係る質問」とし、質問書（様式6）を添付してください。送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

(2) 提出期限

令和8年5月13日（水）17時15分（必着）

(3) 提出先

羽咋市産業建設部商工観光課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

TEL：0767-22-1118

メール：syoukan@city.hakui.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年5月18日（月）17時15分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載します。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は原則受け付けません。

9 選考方法

書類審査及び所属企業の担当者や従業員と面接（オンライン可）を行い、選考します。選考後、本市と従業員で合意の上、契約を交わしていただく流れになります。

(1) 面接日

令和8年5月26日（火）

※面接に係る旅費や通信費の諸経費は、本人負担となります。

(2) 選考結果の報告

結果（内示）は、文書で通知します。

10 その他

- (1) 地域活性化起業人に係る詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 応募に関する一切の費用は、本人負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却しません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果に対する一切の異議申し立てはできないものとします。
- (6) 募集スケジュールに変更がある場合は、応募者本人に通知します。